

<村山保健所からのお知らせ!!>

毎年度、
保健所への報告が必要です!

「結核定期健康診断実施報告」について

学校、病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2」の規定により、下記のとおり結核の定期健康診断を実施し、所在地を管轄する保健所に報告しなければなりません。

【実施義務者・対象者・実施時期】

	実施義務者	対象者	実施時期
1	学校長（※1）	業務に従事する者	毎年度
		大学、高等学校、高等専門学校、 専修学校又は各種学校の学生、生徒 （※就業年限が1年未満のものを除く）	入学した年度
2	病院・診療所・助産所の管理者	業務に従事する者	毎年度
3	介護老人保健施設長	業務に従事する者	毎年度
4	社会福祉施設長（※2）	業務に従事する者	毎年度
		65歳以上の入所者	65歳に達する日の属する年度以降、毎年度

（※1）学校とは…学校教育法に定める学校のほか、専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。

（※2）社会福祉施設とは…社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設。

【第1号】生活保護法に規定する①救護施設、②更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

【第3号】老人福祉法に基づく①養護老人ホーム、②特別養護老人ホーム、③軽費老人ホーム

【第4号】障害者総合支援法に基づく障害者支援施設

【第5号】削除

【第6号】売春防止法に基づく婦人保護施設

【実施方法】胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診 その他必要な検査



【報告方法及び報告期限】

「結核定期健康診断実施報告書」に必要事項を記入し、当該年度の健康診断終了後、
翌年度4月10日まで、FAX、メールまたは郵送で提出をお願いします。

なお、健康診断終了後すぐに提出頂くと、提出し忘れを防止できます。

※「報告様式」は、村山保健所の
ホームページからダウンロードできます。



村山保健所 結核 定期健診



【提出先 / 問い合わせ先】

村山保健所(保健企画課 感染症対策室)

〒990-0031 山形市十日町 1-6-6

TEL:023-627-1105/FAX:023-627-1126

E-mail:kenkokansatsu@pref.yamagata.jp